

令和4年度テレワーク導入着手支援専門家派遣事業の支援対象企業の募集について

広島県働き方改革推進・働く女性応援課

令和4年度テレワーク導入着手支援専門家派遣事業の支援対象企業の公募を行います。支援を希望される企業の皆様は、次の内容に基づきご応募ください。

1 事業の目的

この事業は、テレワークに関心はあるが導入を進められていない県内中小企業等（以下、「支援対象企業」という。）に対して、IT 経営の専門家であるアドバイザー（IT コーディネータ（経済産業省推進資格））が支援対象企業の目指す働き方や個別の課題に応じたアドバイスや取組の提案を行うことで、企業・従業員の双方にメリットが感じられるテレワークの導入の取組につなげていただくことを目的としています。

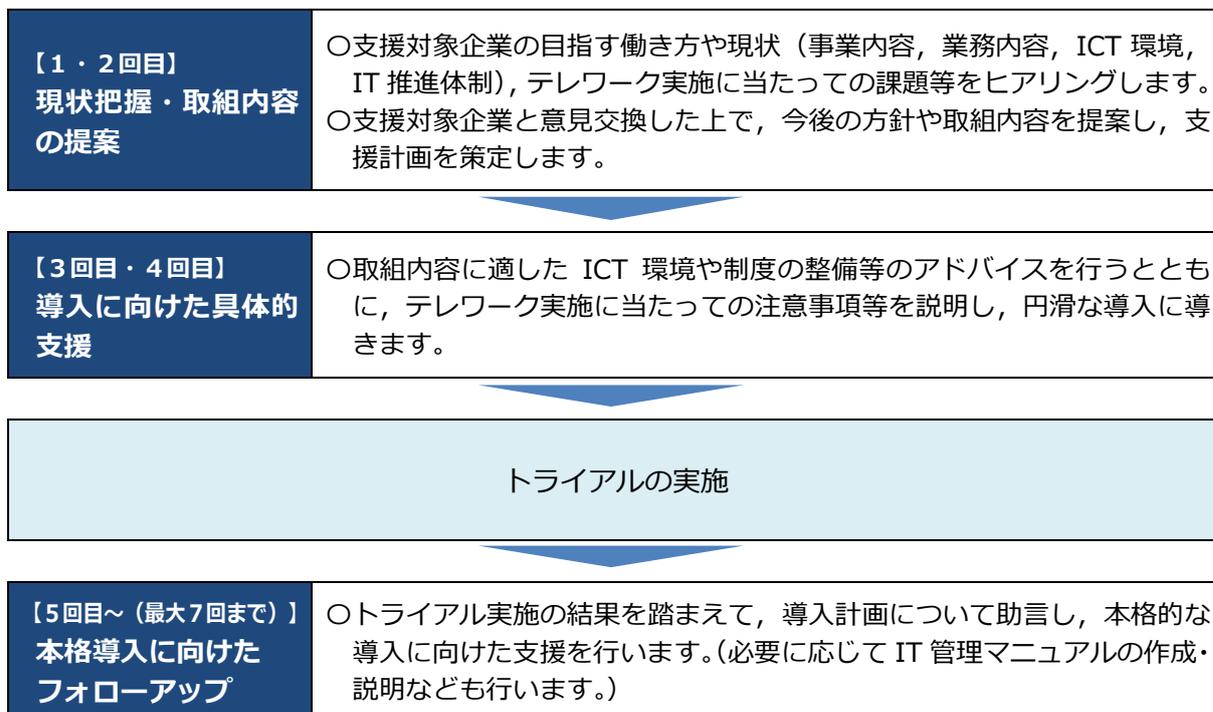
2 事業内容

県が契約した委託業者（以下、「委託業者」という。）のアドバイザーが、支援対象企業を計5回程度訪問し（新型コロナウイルス感染症の拡大状況によりオンラインでの面談等に変更する可能性もあります。）、テレワーク導入に向けた支援を行います。（支援内容や訪問回数は、現状や課題、実現したい内容等によって、企業ごとに異なります。）

《支援内容の例》

- ・テレワークが実施できる業務領域についての助言
- ・テレワークに適した ICT 環境整備についての助言
- ・情報セキュリティ対策についての助言
- ・テレワークの実施に必要な制度の整備についての助言 等

《支援の流れ》



3 対象企業

次の1～8を全て満たしている必要があります。

1	県内に本社があり、常用雇用する労働者が概ね31人以上300人以下の中小企業等（ただし、情報通信業を除く。）であること。
2	テレワークを実施する環境が未整備、又はコロナ禍での臨時的な実施に留まっていること。
3	テレワーク導入に関して、経営者は意義を感じており、委託者の助言を受けて、必要な機器等を整備する意欲があること。
4	事業実施期間終了後も、県に対し、自社のテレワーク導入の取組内容や効果等について状況報告が可能であること。
5	労働関係法令等に違反する重大な事実がないこと。
6	広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等または第20条第1項の規定による通報の対象となった者ではないこと。
7	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業または同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他風俗上好ましくない事業を行っていないこと。
8	広島県の県税を滞納していないこと。

4 支援企業数

20社

5 参加費用

無料（ただし、本事業の範囲内に限ります。）

6 委託業者

県が特定非営利活動法人ITコーディネータ広島（広島市南区大須賀町17番5-703号）に委託して実施します。

7 応募受付等

(1) 受付期間

令和4年5月23日（月）～9月16日（金）17時 《必着》（随時支援決定（最終は9月下旬決定））

※ただし、支援企業数が20社に達した時点で募集受付を終了します。

(2) 申込書類

支援を希望される企業の皆様は、次に掲げる全ての書類をご提出ください。

（提出をもって、委託業者に対して提出書類を開示することに同意があったものとします。）

1	令和4年度テレワーク導入着手支援専門家派遣事業支援申込書	1部 【指定様式1～2】
2	会社概要（パンフレットなど会社の活動の概要が分かるもの）	1部

※提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及びご説明をお願いすることがあります。

(3) 申込方法

広島県商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課まで、郵送、持参またはメールにより提出してください。

※持参の場合は、土日祝を除く、午前9時～12時、午後1時～5時の間にお越しください。

※郵送の場合は、封筒の表に「テレワーク導入着手支援専門家派遣事業支援申込み」と赤字記入してください。

<申込先>

〒730-8511 広島市中区基町10-52（県庁東館3階）
広島県商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 働き方改革推進グループ
連絡先 082-513-3340
メールアドレス syokaikaku@pref.hiroshima.lg.jp

案内サイト <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hint/04terewa-kuchakushu.html>

8 支援企業決定方法

県は、次の選考基準によって選考を行い、支援企業を決定します。選考後、速やかに選考結果を文書でお知らせします。なお、選考に当たり、必要に応じて、ヒアリング確認等を行います。（委託業者と提出書類やヒアリングの内容を共有させていただく場合があります。）

【主な選考基準】

(1)取組意欲

経営者や本事業担当者等に、積極的にテレワークに取り組む意欲はあるか。

(2)有効性

受入体制が整っており、委託業者のノウハウを活用した支援が有効に機能することが期待できるか。

9 公表

支援決定となった場合、県は、企業名について公表する場合があります。

ただし、企業名が特定できる取組状況や実施内容等については、支援対象企業の承諾がない限り公表することはありません。

10 留意事項

- 本事業における支援について、「広島県テレワーク導入着手支援事業補助金」以外の公的な支援を重複して活用することはできません。
- 支援決定後であっても、事実と異なる申込内容であることが判明したときなどは、支援決定の取消を行う場合があります。

11 その他

申込書記載方法や事業内容における質問等がある場合は、7-(3)に記載の申込先までお問い合わせください。